

大和市学び推進専門員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第36号

大和市学び推進専門員設置規則の一部を改正する規則

大和市学び推進専門員設置規則（平成30年大和市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（職務の遂行）

第6条 専門員は、自らの専門的な知識経験又は識見に基づき、市長からの要請に応じ、その職務を遂行する。

第7条第1号中「大和市民大学事業」を「健康都市大学事業」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。